

第三者評価結果

事業所名：鶴見あけぼの保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成しています。見直しについては、まず年度末にリーダー会議で前年度の反省、評価を行い、保護者の意見も踏まえて子どもの発達状況や家庭状況、地域性を加味した更新案を作成します。その内容を職員会議で確認し、共通理解を行ったうえで、最終的に園長が次年度の全体的な計画を完成させています。また、行政監査や法人内監査で指摘を受けた点についても全体的な計画に反映させています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 園は十分な採光と自然な風が室内に入るように設計されています。外からの採光量に応じて室内の照明が調整できます。各部屋にエアコン、空気清浄機を設置し、常に適切な環境が保持できるようになっています。子どもの成長発達に合わせて、保育室内の家具の配置換えや使用のおもちゃ・絵本の入れ替えなどを行っています。各保育室の中で、集中して絵を描いたり工作できるスペースを作ったり、絵本を子どもが自分で手に取りゆっくり見ることのできるスペースを作っています。畳のスペースや押し入れ部分を活用して一人で過ごせる空間を設定しています。トイレは清潔が保てるよう1日2回以上清掃し、チェックリストで確認しています。しかし、保育室内の棚の整理整頓や掃除が行き届いていないことがあり、今後の改善が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差は、保護者が入園時に提出する児童票と個人面談で把握しています。面談では生育歴、食事、家での様子などを丁寧に聞きとり、記録しています。職員会議で全職員に周知し、一人ひとりの子どもの育ちや気持ちを理解したうえで保育を行っています。自分を表現する事が苦手な子どもには、ゆっくりと待ち、気持ちを代弁するようにしています。子どもの主体性を尊重し、欲求を受け止め、その子がその気になるまで待つことを大切にしています。せかさず、子どもの気持ちに沿った対応ができるよう、時間に余裕をもって保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 乳児であっても一人ひとりの個性の違いを念頭に置き、乳児期から子どもの主体性を尊重して子ども自身が生活の主人公になり、基本的生活を作り上げられるよう意識して取り組んでいます。散歩に出る前の準備、昼食を食べる準備、昼寝の準備など園での生活に必要な準備を大人が全て行うのではなく、子どもが先を見通しながら行動できるように、子どもの発達に合わせて配慮しながら取り組んでいます。水道には全て補助レバーをつけ、子どもが使いやすいようにしています。園では布おむつを使用していますが、0歳児はこまめにおむつ交換をして、汚れると気持ちが悪いことを学びます。1歳過ぎから、発達に応じてオマルを使用していきます。2歳児以上は、一人ひとりに合わせて対応しています。保育においては、午前中良く動いた日は午後はゆったりと遊ぶなど、静と動を意識し、子どもたちの活動と休息がバランスよく取れるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> すべてのクラスで、子どもが自分で手に取ることができる場所におもちゃや絵本など置き、自分で選択できるようにしています。ホールでは、リズム運動やかけっこ・ドッジボール・踊りなど身体を十分動かすことができます。園庭では思いきり泥んこ遊びをしています。夏は屋上庭園でのプール活動で水と戯れ、心も体もたくましくなるよう取り組んでいます。夏以外の季節は、天気良ければ散歩に出かけています。季節の移り変わりを楽しみ、お寺や川の土手沿いの広場などで草花や生き物などの自然と関わりながら十分な探索活動を行い、五感を育てています。園行事の夏祭りや敬老会の際には、町内会からテント・鉄板・パイプ椅子など必要なものを借りて開催しています。散歩で地域の人と出会った際には、「おはようございます」「こんにちは」の挨拶を交わしています。お祭りや球根植えなど地域の活動にも参加しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児保育では、子どもが安心して保育者と愛着関係が持てるよう、担任を固定し、配置しています。保育士は子どもの主体性を尊重し、ゆっくり子どもと視線を合わせて表情豊かに、要求を汲み取りながら応答的に関わっています。保護者から、朝夕の対話と連絡帳でのやり取りを通して子どもの家庭環境や家での様子を聞き取り、家庭と連携しながら保育を行っています。保育室を2部屋使い、その子のリズムに合わせた睡眠・食事・遊びが十分できるように配慮しています。保育室内には、子ども自身が手に取って触ったりいじったりできるように、危険のないおもちゃを選んで置いています。絵本についても子どもが手に取れるように配置し、絵本に親しみを持ち、読んでもらいたい時は子ども自身が大人に手渡しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳児以上3歳未満児の保育では、子どもの主体性を尊重し、子どもが持つ力を信じ、待つことを大事に保育を行っています。食事の時間になっても遊び足りない子どもには、無理に食事をさせることはせず、自ら食べる気持ちになるのを待っています。自我の芽生えを尊重して選択肢を提示し、子ども自身が選んで決定できるようにしています。この年齢特有の否定(イヤイヤ)や友だちとの関わりのなかでぶつかる場面では、保育士が話を聞き、本人の気持ちを理解し、代弁しながら折り合いがつけられるように促しています。給食室・事務室は廊下側から強化ガラス越しにのぞけるようになっています。給食室の調理員とは、子どもたちがその日の人数表を出したり、給食のメニューを聞きに行く、食材や食器を取りに行くなど日常的に関わる機会があります。事務室にも子どもが用事を伝えに行くことがあります。保護者には懇談会等で園での子どもの様子を伝え、保育参加の機会も設けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳以上児の保育では、室内外で全身を使った遊びや手指を使った遊び、制作など、探求心を深められる遊びを取り入れています。園内で野菜を育て、カブトムシの幼虫の飼育をし、川遊びや野外遊びでザリガニ・魚・バッタ・セミなどの生き物との関わりも持っています。3歳児は自我がはっきりしてくる時期なので、保育士は集団の中で安定して興味関心のある遊びに取り組めるよう一人ひとりの発達に注目して関わっています。4、5歳児は集団の中でそれぞれの発達に応じた取組ができるよう関わりをもっています。年長児クラスは就学を意識し、近隣保育園や法人内保育園との交流を行っています。また、小学校訪問をしたり、教諭・学童保育指導員の園訪問を受けたりして就学がスムーズに行われるよう連携しています。一人ひとりの成長発達に応じ、「がんばる」「やりきる」というやりがいや達成感を感じられるように工夫して保育をしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障害の有無にかかわらず子どもを尊重し、得手不得手を理解した上で、得意なことを伸ばす保育を心がけています。特別な支援が必要な子どもには、その個性を理解し、個別の年間指導計画を作成し、職員会議で共有しています。保護者とは年2回の定期面談以外にも必要に応じて面談機会を設け、連携を図っています。療育センターや発達支援センターの相談員や作業療法士等が子どもの姿を直接見に来園する機会があり、その時に相談をしてより良い対応ができるよう学んでいます。また保育士は、行政や他機関の研修を受講するなど積極的に学びを深めています。クラスに配慮を必要とする子どもがいる場合は、当該保護者の承諾の下、クラス懇談会等で説明を行って理解を仰いでいます。児童発達支援事業所とも連携を取り、発達や課題を共有しています。園舎は3階建てで、1階に車いすでも利用できるトイレがあり、玄関も車いすが通れる広さがありますが、エレベーターの設置はありません。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 延長保育は平日は7時から7時30分までと18時30分から20時までとなっています。全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に延長保育、長時間保育への配慮を記載しています。子どもの体調や在園時間を含めた状況・家庭的背景等を考慮しながら保育を行っています。朝夕は合同保育となり、異年齢の子どもが合同で過ごします。乳児に危険がないよう、乳児でも幼児でも遊べるおもちゃを用意しています。また、夕食まで空腹感を感じないよう腹持ちの良いおやつを提供し、希望があれば夕食も提供しています。その日の勤務体制により、クラス担任が必ず朝夕に保護者と合えるわけではないため、職員用グループライン及び口頭で他職員に引き継ぎを行い、必要な情報を共有しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に小学校との連携の項目を入れ、年間指導計画に就学に向けて見通しを持って生活することを記載し、就学を意識した指導計画を作成しています。他園と交流を行い、同じ小学校へ就学する子ども同士で自己紹介をしています。年度後半に、子どもたちは小学校の校庭や体育館を運動会で利用して小学校の様子を知り、小学校の教員は園に出向いて5歳児の活動を見学する機会を持っています。保護者には、横浜市から届く就学についてのパンフレットを配布し、小学生のきょうだいがいる保護者から入手した情報をクラス懇談会等で伝えるなどして就学への見通しが持てるように支援しています。担任は横浜市主催の幼保小連携研修に参加して情報交換を行っています。また保育所児童保育要録は担当保育士が作成し、園長と主任が確認し、子どもの就学先に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 「保育園のしおり」に「健康な園生活をすごすために」の項目を設け、嘱託医の連絡先、健康診断、病気や怪我をした時の対応、与薬、感染症対策等について、保護者に周知しています。運営規程にも「健康管理・衛生管理」の項目を設けています。年間保健計画を作成し、年2回の歯科健診・内科健診のほか、幼児クラスは尿検査、3歳児・4歳児は視聴覚検査を実施し、身体測定は毎月実施しています。健診結果は職員会議で共有し、個人ファイルに記録するとともに保護者に伝えています。既往症や予防接種の状況は入園時に確認し、入園後は随時保護者から報告してもらっています。健康診断の前にも保護者に確認しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては、うつぶせ寝を避け、0歳児は5分おき、1歳児以上は10分おきにプレスチェックを行い、チェック表に記入しています。保護者にはSIDSについて説明しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 全クラスで嘱託医による健康診断と歯科健診を年2回実施しています。内科医は健康診断の結果及び予防接種状況を確認・点検し、「健康診断報告書」を作成しています。歯科健診の結果は歯科衛生士が検診台帳に記入しています。園では保護者に対して健康診断の結果を口頭で送迎時に、歯科健診の結果を書面で伝えています。治療を必要とする結果が出た場合には、保護者に受診するよう伝えています。年度前半の歯科健診の際には、歯科医が大きな歯のレプリカを使って、4、5歳児クラスの子どもたちに磨き残しや虫歯になりやすい箇所を伝え、歯磨きの仕方を指導しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには、園の対応マニュアル及び横浜市のアレルギー対応マニュアルをもとに対応しています。入園時に保護者と面談を行い、食物アレルギーの有無を確認するとともに、医師による指導票に基づいた除去食を提供しています。0歳児、1歳児については安全を期して家庭で食べたことのある食材を提供しています。食材の喫食経験の有無は一覧表を用いて保護者と確認しています。保護者は事前に献立表で、除去食対象日と除去食内容を確認しています。昼食・おやつ全てにおいて、除去食について全職員が知ることができるように給食室前への掲示、2階専用昇降機への掲示をするとともに、調理室朝礼での確認及び園長・担任への声かけを行っています。除去食は個別対応ではなく、アレルギー疾患のある子どものクラスは全員除去食とする対応をとっています。個別で対応できる体制づくりが期待されます。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し取り組んでいます。プランターで季節の野菜を栽培し、成育を観察し、収穫後には見て、触って、時には自分たちで調理し、食材や調理の過程に興味を持てるよう取り組んでいます。食事は、離乳食以外は各クラスに鍋、お釜、ポウルごと運び、それぞれの子どもの食べる量や苦手なものを考慮して保育士が盛り付けています。3～5歳児クラスでは子どもたちが当番制で盛り付けを行い、自分の食べられる量を意識したり、お代わりする子のことを考えながら取り組んでいます。食器は年齢で大きさを変えたり、箸は4歳頃からが使用する用途で、4歳の誕生日頃に子どもの状況を確認して箸を渡し、共に成長を喜ぶ機会にもなっています。保護者とは面談や懇談会で、園での取組や様子を伝え、食育の相談も受けています。栄養士は給食日より等で食の安全や豆知識を発信しています。また、園で食べている「農家応援米」を保護者に販売し、食の支援を行っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの発育状況・食経験に応じて食材や切り方、刻み方、柔らかさを考慮した食事提供をしています。保育士は子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、調理法を工夫したり、苦手な食材は量を減らすなどして、無理強いはせず、無理なく食べられるよう支援しています。食事は旬の食材を取り入れ、季節感のある献立にしています。秋にはサンマ祭り、焼き芋会、餅つき会などを行い、子どもたちはお米を研ぐなどして準備から手伝っています。栄養士や調理職員は、給食が楽しみになるように、給食室のカウンター越しに子どもたちにメニューや食材の紹介をしています。栄養士・調理師は、残食量を確認し日誌に記録するとともに、クラス担任から得た情報と合わせて次回の給食に反映させています。園内マニュアルに基づいて調理室内の衛生管理を適切に行っています。栄養士や調理員が、子どもが食べている姿を見に行く機会が少なく、より積極的な関わりが求められます。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者とは送迎時の会話と連絡帳で情報交換を行っています。0～5歳児クラスまでの全てのクラスで担任は保護者と連絡帳でやり取りしています。各クラスのその日の保育内容・活動については、園入口のホワイトボードにも記入し保護者に知らせています。また、年2回土曜日にクラス別保護者懇談会を開催し、保育内容や子どもの成長を伝えたり、今後の保育の計画や見通しを説明するなどして、理解・協力を得られるようにしています。懇談会時には、保育中の映像や写真を紹介し、より具体的に子どもの姿と成長が伝わるよう工夫しています。年1回保護者がは保育参加又は保育参観をし、子どもの園での様子を知ることができるようにしています。また、3～5歳児クラスの保護者は年1回～2回個人面談を行い、家庭での子どもの様子や保護者からの相談を聞ける場として園と家庭で連携できるように取り組んでいます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と職員は子育てのパートナーであると考え、朝夕の送迎時に積極的に声かけし、安心して子育てができるよう、話しやすく相談しやすい雰囲気作りを心掛けています。送迎時間帯以外でも、連絡帳で子育ての相談に応じたり、クラス懇談会や個人面談を通しての相談にも応じています。相談内容は、子どもの個人ファイルに記録し、その後の子育てや保育に繋げています。その他、年1回講師を招いて「子どもの発達相談・勉強会」を開催し、保護者の子育てに関する悩み相談の時間も設けて子育てに見通しや希望を持てるようにしています。保護者の悩みや相談内容のうち直接子どもにかかわることは、守秘義務遵守のうえ、職員会議で報告し、職員間で共有しています。保護者会と連携し、園への意見要望を取りまとめてもらい、理事、職員、保護者による三者懇談会に事前に提示し話し合うようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止のマニュアルがあり、職員に周知しています。職員は日々、子どもの言動や衣服・身体等様々な面から観察し、子どもの虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。虐待等の心配がある場合は園長・主任に報告し、協議の上、必要に応じて関係機関に通告する体制になっています。保護者についても、日々の言動や連絡帳の内容、面談時の話等から心配な様子が見受けられる時は、園長に報告後、職員間で共有し、保護者への援助を検討しています。内容により虐待が疑われる場合は、区役所のこども家庭支援課や児童相談所等関係機関と連携して対応しています。状況によっては園児の居住地の民生主任児童委員に連絡し、居住地での見守りや対応を依頼します。職員は区役所主催の「虐待に関する研修会」に参加したり、「横浜市虐待防止ハンドブック」を活用して学びを深めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画、月間指導計画、週案・日誌は、定められた期ごとに担当保育士が自己評価を行い、それをもとに各クラスで保育の振り返りを行っています。振り返りと評価に基づき、保育の質の改善に向けて話し合い、次の計画につなげています。給食職員も日々の振り返りや自己評価を行い、給食日誌に記載しています。職員は、年度後半の園長との面談を前に自己の振り返りを行い、今後の目標を設定する取組を行っています。年度末には、職員と内容の確認をして保育所としての自己評価をまとめ、3月中に園内に掲示し、園のホームページに掲載しています。毎年、前年度の保育所としての自己評価を基に園の課題を明らかにし、事業計画を作成しています。</p>	